

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.002

処 分 名	憩いの家の使用の許可
処 分 の 概 要	憩いの家を使用しようとする方は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市憩いの家条例（平成 17 年条例第 102 号）第 5 条 春日部市憩いの家条例施行規則（平成 17 年規則第 33 号）第 3 条
審 査 基 準	憩いの家を使用しようとする方は、あらかじめ市長の許可が必要です。 許可された事項を変更するときも、同様です。
標準処理期間	5 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	使用する各憩いの家窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市憩いの家条例

第5条 憩いの家を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

■春日部市憩いの家条例施行規則

第3条 条例第5条第1項の規定により、憩いの家を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、個人にあつては、春日部市憩いの家使用入館票（様式第1号）を、団体にあつては、春日部市薬師沼憩いの家使用申請書（様式第2号）又は春日部市大池憩いの家使用申請書（様式第3号）（以下これらを「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、個人にあつては、憩いの家を使用する日（以下「使用日」という。）の10日前の日から、団体にあつては、使用する日の1か月前から、それぞれ使用する日の当日までの提出とする。

3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、条例第10条に規定する使用料を徴収し、春日部市薬師沼憩いの家使用許可書（様式第4号）又は春日部市大池憩いの家使用許可書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。